



島根県報

平成21年4月24日（金）

第2,079号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2

建築基準法の規定による道路の指定 (建築住宅課) 3

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審査課) 3

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧 (森林整備課) 4

【公安告示】

空港保安警備業務2級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 (警察本部) 4

【内水面漁管委告示】

平成21年度水産動植物の増殖計画 6

【正 誤】

平成21年4月1日付け島根県報号外第87号中 (水産課) 7

告 示

島根県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成21年4月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 橋井堂	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 せせらぎ	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成21年4月1日
	介護予防通所リハビリテーション			

島根県告示第338号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

1(1) 区域の名称 鳥越（追加）

(2) 土地の表示

平成16年島根県告示第1283号で指定した標柱3号と標柱4号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号から標柱11号までを順次に結んだ線及び標柱11号と標柱4号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
大田市鳥井町鳥越字中祖208番	3号
〃 〃 210番1	4号
〃 〃 208番	8号から10号まで
〃 〃 207番1	11号

2(1) 区域の名称 森里（追加）

(2) 土地の表示

平成18年島根県告示第559号で指定した標柱26号と標柱27号を結んだ線、標柱26号と次に掲げる地番の土地に存する標柱38号を結んだ線、標柱38号から標柱51号までを順次に結んだ線及び標柱51号と標柱27号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町都万森ノ奥5334番	26号
〃 〃 〃 森里3352番2	27号
〃 〃 〃 アッソン平5330番1	38号
〃 〃 〃 森ノ奥5334番	39号及び40号
〃 〃 〃 森ノ奥5349番	41号
〃 〃 〃 アッソン平5325番	42号

〃	〃	〃	〃	5327番 2	43号
〃	〃	〃	アッソン	4284番 4	44号
〃	〃	〃	〃	4284番	45号
〃	〃	〃	アッソン平	5328番 5	46号
〃	〃	〃	〃	5328番 1	47号
〃	〃	〃	アッソン	4280番	48号及び49号
〃	〃	〃	〃	4275番 1	50号
〃	〃	〃	森里	3352番 1	51号

島根県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名

一般国道54号

2 道路の位置

雲南市三刀屋町下熊谷1619-12、1619-21、1620-3、国道54号敷地（起点、終点）

3 道路の幅員

25.7メートル

4 道路の延長

16.3メートル

5 指定の年月日及び番号

平成21年 4 月 16 日 第 1 号

島根県告示第340号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成21年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
814	松江市浜乃木4-1-9 松江八東猟友会 会長 佐藤 健次	松江市浜乃木4-1-9	松江市浜乃木4-1-9	松江市幸町828-16

公

告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第15条第3項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成21年 4 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
三瓶山特別保護地区	大田市の一部	平成21年11月1日から 平成31年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県西部農林振興センター県央事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成21年 4 月 24 日から平成21年 5 月 7 日まで

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年 4 月 24 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
	学科試験	実技試験	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成21年 7 月 31 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	10 人程度
	実技試験	平成21年 9 月 12 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成21年 7 月 31 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	5 人程度
	実技試験	平成21年 10 月 3 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関する事。 ○ 空港に関する事。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関する事。 ○ 手荷物等検査に関する事。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関する事。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

4 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年6月29日（月）から同年7月3日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成21年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成21年 4 月 24 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河 川 名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖			25 500		40 1,000	1,500			100	550	
内共第2号 斐伊川	151.3 900		10 200		10 100			22.5 570			6 120
内共第3号 神戸川（下流）	383.9 2,350		11.2 280		9 90		2.5 20	13.925 338			4.75 95
内共第4号 神戸川（上流）	28.35 150		0.8 20		1 10			4.825 112			0.25 5
内共第5号 神西湖					6 60					10	3 80
内共第6号 江の川	1,800 9,000	4,000	12 400		10 100		5 250	10 80			50 35
内共第7号 八戸川	280.6 2,450		2 60					30 300			
内共第8号 周布川	80 800		3.3 100					16 800			3.3 100
内共第9号 三隅川	110 495		1.2 30					4 57			1 20
内共第10号 高津川	1,000 5,000		2.3 150					140 1,900			10 0.5

総計	3,834.15		67.8		76		7.5	241.25			78.3
	21,145	4,000	1,740	0	1,360	1,500	270	4,157	100	560	455.5

2 産卵場造成計画

(面積：m²)

河川	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川			115	
内共第6号 江の川			3,000	
内共第7号 八戸川			1,000	
内共第9号 三隅川		1,000		
内共第10号 高津川		4,000		1,500

正 誤

平成21年4月1日付け島根県報号外第87号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から12	6 三隅川水系河川の本流及び支流(御部ダムから上流を除く。)	[削る]